

令和元年度 財政援助団体等監査（２）監査結果措置状況

《（公財）神戸市スポーツ協会・（株）加藤商会・アシックスジャパン（株）共同企画

（市立王子スポーツセンター・市立ポートアイランドスポーツセンター指定管理者）》

監査結果の概要	措置内容	措置状況
(1) 指摘事項 ②指定管理業務にかかる銀行口座名義を共同事業体の名称を冠した口座とするべきもの 指定管理業務で使用している銀行口座の名義を確認したところ、使用料金収納口座は代表団体である（公財）神戸市スポーツ協会名義で施設ごとに作成、指定管理料収納口座は（公財）神戸市スポーツ協会名義で北須磨文化センター以外の施設で１口座作成していた。 本市の指定管理者制度における共同事業体については、制度全般に関する基準が整備されていないが、庁内の施設所管課向けのマニュアルである「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「11.6 資金管理専用口座の開設」で、「使用料収入や使用料返還事務に係る資金及び修繕費については、ペイオフ対策等のため、必ず指定管理者に専用口座（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）を開設させて管理させてください。」とされている。また、「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル【様式集】」では、共同事業体協定書のひな型の中で、「当事業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同事業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。」とされている。なお、この様式集の目次には、「この様式集はあくまで一例です。施設の特性等に応じて、適宜必要な修正を加えてください。」と記されている。 以上のことから、共同事業体の名称を冠した銀行口座名義とすることは、マニュアル上義務付けられていないが、共同事業体の名称を冠しない会社名義の口座の場合、その名義の会社が破産したとき	指定管理者において共同事業体の名称を冠した口座を開設したことを受け、令和2年4月1日付で、市と指定管理者間の協定書に「予め甲（神戸市）に届け出た共同事業体の名称を冠した口座名義の専用口座（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）に支払うものとする。」という内容を追記した変更協定を締結した。	措置済

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
に、口座内の金員の帰属にリスクが生じる。 共同事業体固有の財産と峻別するため、本市所管局は、共同事業体の名称を冠した口座を施設ごとに設けるよう、指定管理協定や仕様書で示し、遵守させるべきである。		